

公 告

次のとおり公募型プロポーザルを行いますので、参加を希望される方は、必要な書類を提出してください。

2024年5月27日

安芸高田市長 石丸 伸二

1 目的

この要領は、「(仮称)安芸高田市公園及び認定こども園整備基本構想策定業務」にかかる受託候補者を選定するにあたり、公募型プロポーザルを実施するために必要な事項を定める。

2 業務の概要

(1) 業務委託の名称

(仮称)安芸高田市公園及び認定こども園整備基本構想策定業務

(2) 対象地

安芸高田市吉田町

(3) 業務内容

別紙「(仮称)安芸高田市公園及び認定こども園整備基本構想策定業務仕様書」のとおり

(4) 委託期間

契約締結日の翌日から2025年3月31日までとする。

(5) その他

契約締結は、2024年9月上旬～9月中旬(予定)に行う。

3 実施形式

本プロポーザルは、公募型プロポーザル方式とする。

4 委託上限金額

6,138,000円(消費税及び地方消費税額を含む。)

上記の金額は、提案内容にかかる業務規模を示すものであって契約額や予定価格を示すものではない。なお、提案上限額を上回る金額による提案は失格とする。

5 参加資格

本プロポーザルの参加資格は次のとおりとし、公募開始の日を基準日として全ての要

件を満たしていること。なお、最優秀候補者決定までの間に要件を満たさなくなった場合及び虚偽の申告を行った場合は失格とする。

- (1) 市町村税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (3) 次の期間において、建設業者等指名除外要綱（平成 16 年安芸高田市訓令第 77 号）第 2 条第 1 項に規定する指名除外等の措置を受けていない者であること。
 公告の日から契約を締結した日まで
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生開始に申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 破産法（平成 14 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申し立てをしている者でないこと。
- (6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員等（同条第 6 号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。）及び暴力団員等と密接な関係を有する者並びにこれらの者のいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。）となっている法人その他の団体に該当しない者であること。
- (7) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく、一級建築士事務所の登録をしていること。
- (8) 2014 年 4 月以降に業務完了又は竣工した延床面積 900 m²以上の幼稚園、保育所又はこども園の新築・改築に係る基本構想、基本計画又は設計業務を元請けとして履行した実績を有する者であること。

6 スケジュール（予定）

実施期日	実施内容
2024 年 5 月 27 日（月）	プロポーザル参加者の公募及び参加申込受付開始
2024 年 6 月 10 日（月）	参加表明書提出期限
2024 年 6 月 20 日（木）	参加資格確認結果通知
2024 年 7 月 5 日（金）	質問受付期限
2024 年 7 月 11 日（木）	質問回答期限
2024 年 8 月 13 日（火）	技術提案書等の提出期限
2024 年 8 月中旬～下旬	プレゼンテーション審査
2024 年 9 月上旬～9 月中旬	契約締結

7 関係書類の配布方法

(1) 配布方法

各種様式は、安芸高田市ホームページからダウンロードすること

URL : https://www.akitakata.jp/ja/shisei/section/kikaku/koubo_kodomoen/

(2) 掲載期間

2024年5月27日(月)から2024年8月13日(火)午後5時まで

(3) 掲載資料

- ① (仮称)安芸高田市公園及び認定こども園整備基本構想策定業務委託に係る公募型プロポーザル募集要項
- ② (仮称)安芸高田市公園及び認定こども園整備基本構想策定業務委託仕様書
- ③ (仮称)安芸高田市公園及び認定こども園整備基本構想策定業務委託に係る公募型プロポーザル審査要領
- ④ (様式1) 公募型プロポーザル参加表明書
- ⑤ (様式2) 質問書
- ⑥ (様式3) 情報非公開希望申立書
- ⑦ (様式4) プレゼンテーション出席者名簿
- ⑧ (様式5) プロポーザル参加辞退届
- ⑨ (提案様式1) 会社概要説明書
- ⑩ (提案様式2) 業務実績書
- ⑪ (提案様式3) 業務実施体制確認書
- ⑫ (提案様式4) 企画提案書

8 提出書類・提出期限

提出書類		部数	提出期限
公募型プロポーザル参加表明書(様式1)		1部	6月10日(月)
申込者に関する資料	登記簿謄本* ¹	1部	
	財務諸表(前年度分貸借対照表、損益計算書)* ¹	1部	
	市税の滞納がないことを証する書類* ¹	1部	
	消費税及び地方消費税の納税証明書* ¹	1部	
	委任営業所及び委任状* ¹	1部	
	提案様式1~3	各1部	
質問書(様式2) ※メールで提出すること			7月5日(金)
企画提案書	提案様式4	10部	8月13日(火)
見積書	正本	1部	
	写し	9部	
情報非公開希望申立書(様式3)* ²		1部	
プレゼンテーション出席者名簿(様式4)		1部	
プロポーザル参加辞退届(様式5)		1部	8月13日(火)

- *1 詳細は、物品等競争入札参加資格審査追加申請の手引きを確認すること。
- *2 提出書類は安芸高田市情報公開条例に基づく公開請求があった場合は、対象文書として原則公開とするが、公にすることにより、法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認めるに足りる合理的な理由がある情報は、同条例第7条第2号の規定により非公開とできる場合がある。企画提案書において、当該規定適用により非公開とすることを希望する部分について、情報非公開希望申立書により、該当部分と公開により正当な利益を害すると認められるに足りる具体的な理由を明示すること。（ただし、本市の検討の結果、公開となる場合もある。）なお、非公開を希望する部分がない場合でも、その旨を記載し、申立書を必ず提出すること。

9 提出方法等

(1) 提出方法・提出時間

安芸高田市企画部政策企画課へ直接持参又は郵送で期限内に提出すること。なお、郵送の場合も期限内に必着すること。

【受付時間:開庁日の午前9時から午後5時まで(郵送の場合も提出期限内に必着)】

(2) 提出先

安芸高田市企画部政策企画課

〒731-0592 広島県安芸高田市吉田町吉田 791

(3) 提出書類作成時の留意点

- ①作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とし、文書の文字サイズは10.5ポイント以上、イラスト・イメージ図等の注釈等は、6.0ポイント以上とする。
- ②提案課題は課題ごとにA4又はA3サイズ1枚を原則とし、特定される事務所名、記号などは記述しないでください。
- ③提案課題は文書を補完するための写真、イラスト、スケッチ、イメージ図等の使用は可能とする（着色、彩色可）。ただし、具体的な設計図、模型（写真を含む）、透視図等は使用しないものとする。

(4) 特記事項

- ア 提出書類に虚偽があった場合は、応募を取り消す。
- イ 提出期限内に企画提案書類等の提出がない場合は、応募を取り消す。
- ウ 提出期限後の提出書類の差し替え及び再提出は認めない。
- エ 提出された書類のうち、企画提案書以外の書類は、返却しない。
- オ 最優秀提案者となった者の企画提案書は返却しない。
- カ 申込受付以降に参加資格がないことが判明した場合は、受付を取り消す。

10 質疑・回答

(1) 提出期間

2024年5月27日（月）から2024年7月5日（金）

(2) 提出方法

質問書（様式 2）により、電子メールで提出することとし、電話及び直接来庁による質問には応じない。質問書を送付したときは、送信した旨を必ず電話連絡すること。電話を受け付ける時間は開庁日の午前 9 時から午後 5 時までとする。なお、審査（評価）に関する質問は一切受け付けない。

(3) 提出先

安芸高田市企画部政策企画課

メールアドレス：seisakukikaku(at)city.akitakata.jp ※(at)は@に置き換えてください。

電話番号：0826-42-5612

(4) 回答方法及び回答日

業務実施上必要と認められるものについてのみ、回答する。

提出された質問に対する回答は、2024 年 7 月 11 日（木）までに安芸高田市ホームページで公開する。（質問提出者の名称は公表しない。）

11 プレゼンテーションの実施

(1) 日時

2024 年 8 月中旬～8 月下旬を予定 ※詳細については、別途通知する。

(2) 場所

安芸高田市役所

(3) 出席人数

3 名以内とし、業務従事予定者とする。

(4) 提案時間

1 者あたり 30 分以内（提案 20 分以内、ヒアリング審査 10 分程度）

(5) 使用備品

プレゼンテーション時に必要な使用機材、備品については、必要に応じて提案者で準備すること。ただし、スクリーン、電源、机、椅子については、市が準備する。

(6) その他

提案の説明は、企画提案書の内容を逸脱しないものとする。また、説明資料は既に提出した書類のみとし、追加資料の配布等は認めない。

遅刻又は欠席した場合は、参加を辞退したものとみなす。

12 審査及び選定方法

（仮称）安芸高田市公園及び認定こども園整備基本構想策定業務委託にかかる公募型プロポーザル実施要領及び仕様書等に基づいて提出された企画提案書等について、（仮称）安芸高田市公園及び認定こども園整備基本構想策定業務委託事業者評価委員会（以下、「評価委員会」という。）が審査する。

(1) 設定した基準に基づいて、企画提案書及び企画提案作品、プレゼンテーション、ヒアリング審査及び見積金額等により公正かつ厳正に審査を実施し、受託候補者を 1 者選

定する。選定にあたっては、各評価委員の採点を集計し、得点数が最も高い提案者を最優秀候補者に選定する。

- (2) 応募が1者の場合であっても審査を行う。
- (3) 審査にあたっては、各評価委員が次の表の評価項目ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる配点を満点として評価する。なお、総合評価点のうち提案評価点の満点（45点）の6割の点（27点）を最低基準点とする。
- (4) 総合評価点の最も高い者が2者以上あるとき（同点のとき）の対応は次のとおり。
 - ア 提案者それぞれの「提案評価点」「価格評価点」とも異なる場合は、「提案評価点」が高い者を最優秀提案者とする。
 - イ 提案者それぞれの「提案評価点」「価格評価点」とも同じ場合は、評価委員が協議して、最優秀提案者を決定するものとする。
- (5) 評価委員の氏名については、公表しない。
- (6) 評価委員会は非公開とし、審査に関する問い合わせ及び結果に対する異議は一切受け付けない。
- (7) 選定結果は、安芸高田市ホームページに掲載するとともに全提案者に書面で通知する。
- (8) 選定結果の通知後、安芸高田市ホームページ等にて結果公表を行う。公表する内容は次のとおり。

最優秀提案者の名称、採点結果の合計点、次点者の点数。

13 評価項目及び評価基準

- (1) 評価は次に示す観点から、総合的に公平かつ客観的に行うものとする。
- (2) 評価委員の評価項目ごとの点数の平均点を算出し、全評価委員の平均点をもって、企画提案者ごとの点数を決定する。

区分		評価項目	評価基準	配点
提案評価点	実績・ 業務体制	業務実績	○認定こども園整備について同種業務又は類似業務に関する実績が十分あるか。	5
			○公園整備について同種業務又は類似業務に関する実績が十分あるか。	5
		実施体制	○類似業務実績を有する技術者が配置されるなど、適正な業務実施が可能な体制となっているか。	5
			○市との連絡調整が迅速に行える体制となっているか。	5
	提案課題	業務実施方針	○業務の実施方針は妥当か。	5
			○業務遂行に関して工夫されているか。	5
			○実施スケジュールの考え方は妥当か	5
		認定こども園 と公園の連動	○公園と認定こども園を連動させた魅力的な提案となっているか。	5
	認定こども園 設置への配慮	○公園内に認定こども園を設置することについての配慮事項が具体的に提案されているか。	5	
	小計			45
価格評価点	価格	見積額	○経済的な見積額になっているか。	15
	小計			15
総合評価点 = (提案評価点 + 価格評価点)				60

14 契約

- (1) 評価委員会で最優秀提案者として選定した提案者と契約締結の交渉を行う。
- (2) 契約交渉が不調のときは、次点の者と契約締結の交渉を行う。
- (3) 契約内容及び委託料は、提案者の内容をもとに、本市と協議の上、決定する。

15 留意事項

- (1) 本プロポーザルに参加する費用は、全て参加事業者の負担とする。
- (2) 本プロポーザルの参加者は、公正なプロポーザルの確保のため、以下のような行為を行ってはならない。
 - ア 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為
 - イ 他の提案者と提案の内容又はその意思についての相談
 - ウ 選定終了前の他の提案者に対する提案内容の意図的な開示
- (3) 参加申し込み後に本プロポーザルの参加を辞退したい場合は、2024 年 8 月 13 日（水）までにプロポーザル参加辞退届（様式 5）を提出すること。
- (4) 業務の委託開始までの準備にかかる経費については、契約締結事業者の負担とする。